

会津美里町広報業務公募型プロポーザルへの質問と回答

番号	受付日	該当箇所	質問内容	回答
1	2月13日	実施要領P.9 11 受託候補者決定後の契約	<p>■次年度以降の契約形態および選定方法について 本業務の委託期間終了後、次年度以降の契約更新についてはどのような運用を想定されていますでしょうか。具体的には、実績評価に基づく随意契約(継続契約)への移行を検討されているのか、あるいは年度ごとに再度プロポーザルによる選定を実施される方針なのか、現時点での基準や見直しをご教示ください。</p> <p>(質問は原文のまま)</p>	<p>現時点では令和9年度以降の契約に係る詳細についてはお答えすることができません。</p>
2	2月13日	業務内容・業務実施体制	<p>■業務遂行に関する協議体制について 本業務を円滑かつ安定的に遂行することを前提としておりますが、万が一、社会情勢の変化や制度改正等、双方に影響を及ぼす事由が生じた場合の協議の進め方について、あらかじめ確認させていただきたく存じます。 契約期間中に業務内容や実施体制に影響が生じる可能性がある場合、協議の開始時期や手続きの流れ等について、規定または慣例がございましたらご教示いただけますでしょうか。</p> <p>(質問は原文のまま)</p>	<p>本委託業務は原則、仕様書に定める業務内容に則って行われ、受注者はその業務の履行を確実に遂行する義務があります。 しかしながら、契約段階において予見し得ない業務の継続に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、発生事案に応じて当該業務委託契約書、町財務規則、契約に関する一般法又は社会通念に照らし、発注者受注者双方が速やかに協議を行った上で判断すべきものと考えますので、現時点において特段の定めはありません。</p>